

令和7年度 ガイド養成・観光案内機能強化事業委託業務
公募型プロポーザル募集要領

1 業務の概要

(1) 業務名

令和7年度 ガイド養成・観光案内機能強化事業委託業務

(2) 業務の目的

県が令和6年度から展開する観光戦略「どっぷり高知旅キャンペーン」では、観光客の滞在日数増とリピート率向上を目指し、地元の人との接点を増やす仕組みづくりに取り組んでいます。

本事業では、観光客が地域の魅力に触れられる機会を創出することで、長期滞在・周遊促進につながることを見据え、観光客に対して第一線で地域の魅力を伝え、深い学びや体感を促すことができるガイドの新たな担い手を拡大するとともに、宿泊施設や観光施設等が、地域の観光資源やガイド・体験プログラム等に関する十分な情報を発信するコンシェルジュとしての役割を果たせるよう強化を図ることを目的とします。

(3) 業務内容

別途定める「令和7年度 ガイド養成・観光案内機能強化事業委託業務 仕様書」(以下「仕様書」という。)のとおりに。

(4) 業務委託期間

契約締結日から令和8年3月16日まで

2 見積限度額

6,424千円(消費税額及び地方消費税額を含む。)

3 審査委員会の設置

別途定める「令和7年度 ガイド養成・観光案内機能強化事業委託業務 公募型プロポーザル審査委員会設置要領」に基づき、審査委員会を設置します。

4 契約の相手方の決定方法

提出された企画提案書と企画提案者(以下「参加者」という。)のプレゼンテーションの内容を審査する審査委員会を開催します。審査委員会では、あらかじめ定められた審査基準に基づき、公正な審査を行い、随意契約の相手方となる候補者(以下、「候補者」という。)と次点者を選定します。ただし、審査要領に定める条件を満たす提案でない場合は、候補者又は次点者として選定しません。

委託業務の実施に際して、企画提案の内容をそのまま実施することをお約束するもの

ではありません。選定後には、候補者と推進委員会は、企画提案の内容をもとにして、業務の履行に必要な具体の履行条件などの協議と調整（以下、「交渉」という。）を行います。この交渉が整ったときには、随意契約の手続きに進みます。5日以内（予定、土・日・祝日を除く。）に交渉が整わない場合は、次点者に選定された者が、改めて推進委員会と交渉を行うことになります。

5 資格要件

参加者の資格要件は次のとおりです。

- (1) 高知県の物品購入等に係る競争入札参加資格者登録名簿に登録されている（もしくは契約締結時までに登録が予定されている）者であること
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること
- (3) 「高知県物品購入等関係指名停止要領」に基づき指名停止等の措置を受けていない者であること
- (4) 「高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程」に基づく入札参加資格停止措置を受けていないこと又は同規程第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当しない者であること
- (5) 本店及び県内に所在する営業所等が都道府県税を滞納していないこと
- (6) 本店及び県内に所在する営業所等が消費税及び地方消費税を滞納していないこと

6 説明会

説明を希望される場合は個別に対応いたしますので、令和7年3月21日（金）17時までに、下記「16 問合せ先」までお問い合わせください。

7 質疑と回答

質疑は令和7年3月25日（火）17時（必着）までに別紙様式1により持参、郵送（書留郵便、又は配達証明に限る。）、FAX又は電子メールで受け付けます。FAXと電子メールによる場合は、送信後、電話により推進委員会事務局に受信を確認してください。質疑と回答の内容はホームページに掲載します。

8 参加申込及び資格要件の確認

プロポーザルの参加を予定している者から、参加申込書（別紙様式2-1）に資格要件の確認書類等を添えて申込を受け付けます。申込に当たって必要な提出書類を次表に示します。

[提出書類、様式及び提出部数等]

	提出書類の名称	規格	提出部数
1	参加申込書（別紙様式2-1）	A4縦	1部
2	共同提案者一覧 ※1（別紙様式2-2）	A4縦	1部
3	資格要件確認書（別紙様式3）	A4縦	1部
4	法人等概要書（別紙様式4）	A4縦	1部

	提出書類の名称	規格	提出部数
5	法人登記簿謄本（写し可） ※2、3		1部
6	本店及び高知県内に所在する営業所等が都道府県税を滞納していないことの証明書（写し可） ※2、3		1部
7	本店及び高知県内に所在する営業所等が消費税及び地方消費税を滞納していないことの証明書（写し可） ※2、3		1部

※1 複数の事業者による共同提案（JV）の場合のみ必要

※2 5・6・7については、提出日から3ヶ月以内に取得したものを提出してください。

※3 競争入札参加資格者として登録を受けている場合は、5・6・7の添付を省略できます。

（1）参加申込書

① 提出方法

持参、郵送（書留郵便、又は配達証明に限る。）、又は電子メール

② 提出期限

令和7年3月31日（月）17時必着

③ 提出先

〒780-8570 高知県高知市丸ノ内一丁目2番20号

高知県庁本庁舎5階 高知県観光振興スポーツ部地域観光課内

どっぷり高知旅キャンペーン推進委員会事務局

担当：遠藤、速渡

TEL：088-823-9612、FAX：088-823-9256

E-mail：020601@ken.pref.kochi.lg.jp

（2）複数の事業者による共同提案（JV）の場合の留意事項

① 幹事者を決め、「参加申込書（別紙様式2-1）」は幹事者が提出して下さい。

② 全ての共同提案者について、「共同提案者一覧（別紙様式2-2）」に記入のうえ、併せて提出して下さい。

③ 幹事者及び全ての共同提案者について、「資格要件確認書（別紙様式3）」（添付書類含む。）、「法人等概要書（別紙様式4）」を提出して下さい。

④ 「参加申込書」を提出した後に幹事者又は共同提案者に変更があった場合、参加申込期限までに、変更後の「参加申込書」及び「共同提案者一覧」を提出してください。

⑤ 連合体等の構成員となる事業者は、自身が単独提案で参加すること及び他の連合体等の構成員として参加することはできません。

（3）資格要件の確認

推進委員会事務局で申込者から提出のあった参加申込書と関係書類を確認します。申込者の資格要件の確認が完了したら、確認結果を令和7年4月2日（水）ま

でに申込者へ電子メールにて通知します。

(4) 資格要件が満たなかった者に対する理由説明

- ① 参加申込書を提出した者のうち資格要件が満たなかった者に対しては、満たなかった旨及び満たなかった理由を書面により通知します。通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日（土・日・祝日を除く。）以内に、書面により、推進委員会会長（以下「会長」という。）に対して資格要件が満たなかったことについての説明を求めることができます。
- ② 会長は説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日（土・日・祝日を除く。）以内に書面により回答します。

9 企画提案書の作成

別途定める「令和7年度 ガイド養成・観光案内機能強化事業委託業務 公募型プロポーザル企画提案書作成要領」に基づいて企画提案書を作成してください。

10 審査

別途定める「令和7年度 ガイド養成・観光案内機能強化事業委託業務 公募型プロポーザル審査要領」に基づき実施します。

11 審査結果

審査結果は、令和7年4月下旬頃までに、全ての参加者に文書で通知します。なお、審査結果は高知県情報公開条例に準じて、開示請求があった場合には開示の対象となります。

<高知県情報公開条例>

<<https://ops-jg.dl-law.com/opensearch/SrJbF01/init?jctcd=8A8BE480CA&houcd=H402901010001&no=1&totalCount=1&fromJsp=SrMj>>

12 日程（予定）

令和7年3月17日（月）	募集開始
令和7年3月25日（火）	質疑書の提出期限
令和7年3月28日（金）	質疑への回答
令和7年3月31日（月）	参加申込提出期限
令和7年4月2日（水）	資格確認結果通知
令和7年4月11日（金）	企画提案書の提出期限
令和7年4月中旬～下旬予定	審査委員会（プレゼンテーション）（予定）
令和7年4月中旬～下旬予定	審査結果通知（予定）

13 提出書類の取扱い

- (1) 提出された書類は返却しません。
- (2) 提出された書類は、必要に応じ複写（推進委員会内及び審査委員会での使用に限ります。）します。

- (3) 提出された企画提案書は、高知県情報公開条例に準ずる開示請求があった場合には対象文書として原則開示することになります。なお、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は同条例第6条第1項第3号の規程に準じて非開示となりますので、提出書類の該当部分と非開示とする具体的な理由を別紙様式5により提出してください。

開示・非開示の判断は様式5に基づき行うものではなく、様式5を参考に、同条例に準じて、推進委員会が客観的に判断します。

<高知県情報公開条例>

<https://ops-jg.d1-law.com/opensearch/SrJbF01/init?jctcd=8A8BE480CA&houcd=H402901010001&no=1&totalCount=1&fromJsp=SrMj>

- (4) 契約者以外の企画提案の内容については、提案者の承諾なしには利用することはありません。

14 問合せ先

〒780-8570 高知県高知市丸ノ内一丁目2番20号
高知県庁本庁舎5階 高知県観光振興スポーツ部地域観光課内
どっぷり高知旅キャンペーン推進委員会事務局
担当：遠藤、速渡
TEL：088-823-9612、FAX：088-823-9256
E-mail：020601@ken.pref.kochi.lg.jp

15 失格事項

次の各号のいずれかに該当した場合、提案者は失格になることがあります。

- (1) 提出書類に不備若しくは虚偽の記載があった場合又は指示した事項に違反した場合
- (2) 審査委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた事実が認められた場合
- (3) 職員に対する、当該プロポーザルに関わる不正な接触の事実が認められた場合
- (4) 審査結果通知までの間に、他の申込者に対して、応募提案の内容又はその意思について、相談や調整等を行った事実が認められた場合
- (5) プロポーザルの手続の過程で、高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当することが判明した場合
- (6) その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある行為が認められた場合

16 その他

- (1) 参加申込書提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届（様式自由）を提出してください。辞退することによって、今後の推進委員会との契約等について不利益な取扱いをするものではありません。
- (2) 企画提案に要する全ての費用は提案者の負担とします。
- (3) 契約の相手方は、契約の締結に際し、契約金の100分の10以上の契約保証金を納付しなければなりません。ただし、高知県契約規則第40条の規定に準じて免除

された場合又は同規則第 41 条第 1 項の規定に準じた契約保証金に代わる担保を提供した場合は、この限りではありません。

- (4) 業務内容は、採択された企画提案の内容を基本としますが、協議により変更・修正を加える場合があります。
- (5) 令和 7 年度高知県一般会計予算が提案どおり議決されなかった場合は、本件手続きについて停止等を行うことがあります。